

# 地方創生先行型交付金事業検証用シート

交付金事業名	移住促進事業
事業名	⑫ 住宅取得助成事業
担当課	政策財政課

## 事業概要

本市への定住を促進するために、平成27年より移住者の新築住宅取得費用、空き家改修工事費用の一部助成事業を開始し、14件28人が年度内に移住した。  
 (内訳) 移住者の新築住宅取得事業22人、空き家改修事業6人

※交付金充当は、新築住宅取得分のみ

## KPI (重要業績評価指標) の進捗状況

KPI (重要業績評価指標)	平成27年度目標値	平成27年度実績値	平成27年度の進捗状況
制度を活用した移住者数	30人	28人	未達成

## 総合戦略上の位置づけ

基本目標	具体的な施策・事業		
2 地域への新しいひとの流れをつくる	2-1-1 移住希望者及び移住者への支援体制の強化と若者、子育て世帯等の市内定着促進  ・本市にゆかりのある若者世代と親との近居・同居支援 ・移住者の住宅取得支援 ・若者世代の定住支援		
総合戦略上のKPI (重要業績評価指標)	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成31年度)	
お試し移住を利用して転入した年間世帯数	—	5世帯	
年間近居・同居支援利用世帯数	—	20世帯	

## 先行型交付金事業の進捗の分析・今後の展望

【平成27年度 達成率】93%  
 【方向性】引き続き、移住交流の促進に取り組む。

●制度活用に関する相談は28件あったものの、中古物件の取得が対象外、年度末までの事業実績報告が困難、という理由から利用できないケースもあったことから、移住者の住宅取得助成内容を拡充させる。

# 平成 27 年度十和田市定住促進新築住宅取得事業説明資料

## 事業の内容

- 定住を促進し、人口の確保による地域の活性化を図るため、市外から定住をする目的で新築住宅の取得を行った者に対して、住宅の取得に要した費用の一部を助成。

## 助成額

- 新築住宅本体の建築又は購入に係る経費の 10%（上限 100 万円）

## 周知方法

- 市のHP、Facebook に掲載
- 広報とわだ平成 27 年 6 月号に掲載
- 不動産・建設・建築関連事業者、関係団体へパンフレットの送付
- 関連事業者向け説明会の開催

## 実績値

- 件数について：延べ件数 10 件 ・移住者 22 人
- 助成額について：計 9,850,000 円

## 事業による効果

- 移住者数 22 人（平成 27 年度）
- 別紙アンケート 参照

# 平成27年度十和田市定住促進新築住宅取得事業のアンケート結果

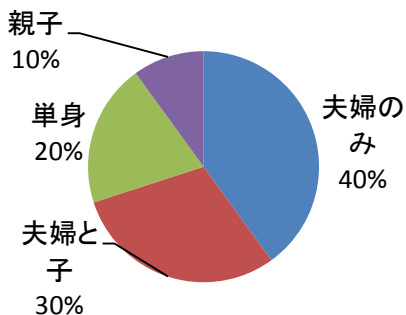
## 【アンケートの要約】

- ・申請件数 10件
- ・全10組が青森県内からの転入であった。
- ・全10組が事業を知る前に転入を検討していた。
- ・転入した理由は、10組中7組が「市内出身者」でUターンによるもので、残り3組は「市内での就職」「住環境の良さ」を理由としたものであった。
- ・事業を知った理由は、10組中5組が建設関連業者からの情報提供によるものであった。

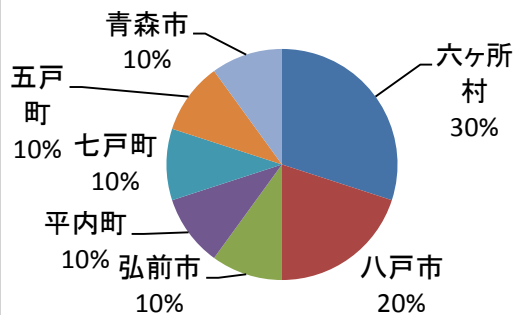
## 【今後の方針】

- ・首都圏等で開催される移住イベントでの情報提供、HPやSNSなどの電子媒体を利用した周知の強化をする。
- ・複数年度にわたり事業を展開し、住民が家族、親族、友人などへ移住候補者を呼びこむ仕組みをつくる。
- ・建設関連業者などの関連団体への周知は今後も徹底する。

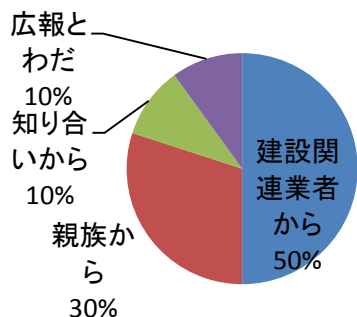
属性. 世帯の種別



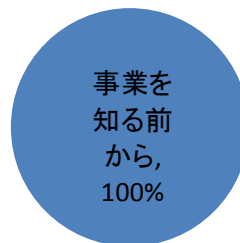
属性. 十和田市への転入前の住所



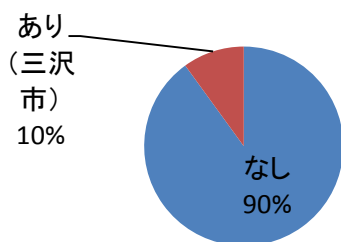
問1. 事業を知った理由



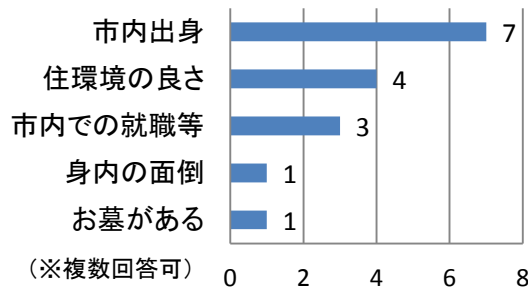
問2. 十和田市への転入を検討した時期



問3. 十和田市以外の転入先の候補の有無



問4. 十和田市に転入した理由



# ～十和田市へ移住をご検討の方へ～ 新築住宅の建築・購入費用の

## 一部を補助します

本市への定住を促進し、人口確保による地域の活性化を図るため、平成27年度十和田市定住促進新築住宅取得事業補助金の交付を平成27年6月1日より開始します。この事業は、本市に定住する目的で新築住宅の建築または購入を行う転入者へ補助金を交付するものです。

**建設費(購入費)の10% (上限100万円)**

※予算範囲を超えたときは、終了となる場合があります。

### 1. 対象者 (以下をすべて満たすこと)

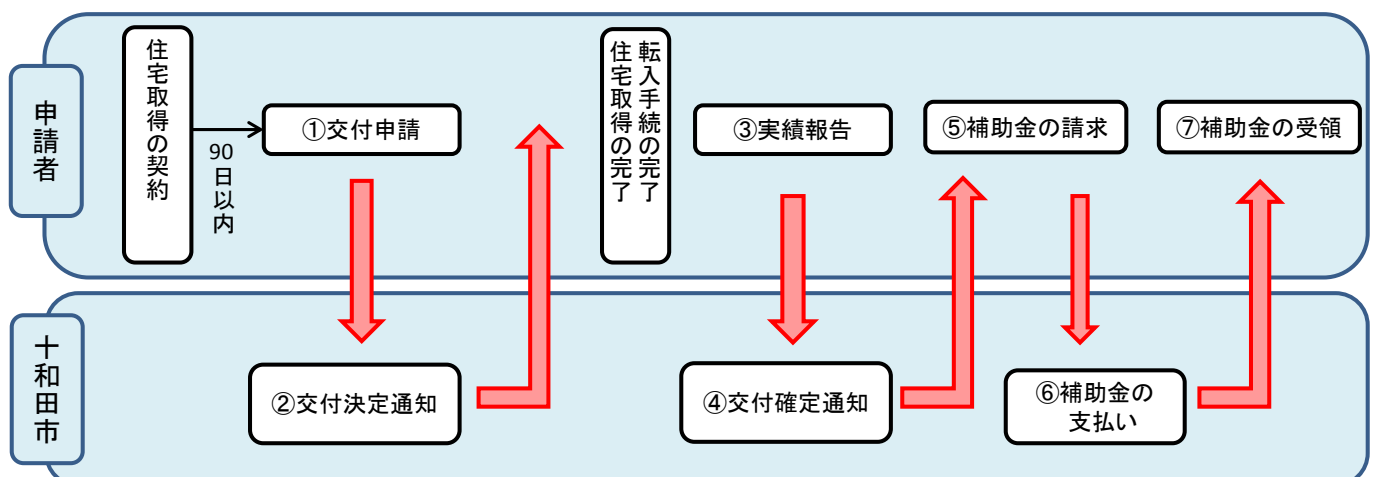
- ①平成27年6月1日以降に新築住宅の建築または購入の契約をするかた。
- ②平成27年6月1日から平成28年3月31日までに十和田市に転入するかた。  
※平成27年6月1日以降に十和田市から一度転出し、1年を経過せず再転入する場合は対象外です。
- ③交付確定通知を受けた日から、5年以上継続して補助を受けた新築住宅に居住するかた。

### 2. 交付金を受けるための要件 (以下をすべて満たすこと)

- ①十和田市への転入前の住所地における市町村民税に滞納がないこと。
- ②町内会に加入すること (町内会が組織されていない地域に居住する場合は除く。)
- ③十和田市暴力団排除条例に定める暴力団員でないこと。

### 3. 補助金申請の流れ (転入手続きなどは遅れのないようご注意ください)

「住宅取得の契約」から「実績報告」までを平成27年度内 (平成28年3月31日まで) に行うこと。



裏面に続く

#### 4. 補助対象新築住宅（以下をすべて満たすこと）

- ①自らが居住する1戸建て新築住宅であること（店舗、事務所等を併用するものを含む。）  
※新築住宅…検査済証の交付日から1年を経過しておらず、過去に人が居住したことがないもの。
- ②自らが居住する部分の延べ床面積が50㎡以上であること。
- ③台所、トイレ、浴室および居室を備えていること。
- ④店舗等を併設する場合は、風営法に定める性風俗関連特殊営業を行うものでないこと。
- ⑤建築基準法、その他法律、条例等の規定に基づき、指導、勧告に従った措置を講じられていること。

#### 5. 提出書類

##### ○交付申請のとき

- ①平成27年度十和田市定住促進新築住宅取得事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②誓約書（様式第2号）と印鑑証明書
- ③本市への転入前の住所地を証する書類の写し（住民票や戸籍の附票）
- ④本市への転入前の住所地における市町村民税に滞納がないことを証する書類の写し（納税証明書）
- ⑤工事請負契約書（売買契約書）の写しと契約金額の内訳が分かる書類の写し
- ⑥建物の案内図、平面図、立面図、延べ面積がわかる求積図、求積表の写し（A3可）
- ⑦宅地建物取引業の免許証の写し（新築住宅の購入の場合）

##### ○実績報告のとき

- ①平成27年度十和田市定住促進新築住宅取得事業実績報告書（様式第7号）
- ②新築住宅に居住する者の全員の住民票またはその写し
- ③町内会に加入したことを証する書類（町内会が組織されていない地域に居住する場合は除く。）
- ④建築基準法に基づく検査済証の写し
- ⑤新築住宅の全景写真
- ⑥新築住宅の登記事項証明書の写し
- ⑦居住地確認同意書（様式第8号）

#### 6. 注意事項

- ①補助金の交付回数は、補助対象新築住宅に対して1回限りです。
- ②「省エネ住宅ポイント」など国の補助と併用は不可です。ただし、「すまい給付金」は併用可です。
- ③要件に該当しない場合や転入手続き等が完了しない場合は、補助金の交付の決定を取り消すことがあります。
- ④下記に該当した場合、天災等のやむを得ない場合を除き、交付した補助金額の全部または一部の返還を命じます。
  - ・偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - ・補助金の交付確定通知を受けた日から5年未満で新築住宅を貸与または売却等したとき。
  - ・補助金の交付確定通知を受けた日から5年未満で新築住宅から全員が転居または転出したとき。

【お申込み・お問い合わせ】 十和田市 企画財政部 政策財政課 地方創生戦略係  
〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号  
TEL：0176-51-6712 FAX：0176-24-9616

※詳細や提出書類については窓口またはホームページに掲載しておりますので必ずご確認ください。

(<http://www.city.towada.lg.jp/docs/2015052900053/>)

# 平成 27 年度十和田市定住促進空き家改修事業説明資料

## 事業の内容

- 定住を促進し、人口の確保による地域の活性化を図るため、市外から定住をする目的で空き家の改修を行った者に対して、空き家の改修に要した費用の一部を助成。

## 助成額

- 改修に係る経費の 50%（上限 50 万円）

## 周知方法

- 市の HP、Facebook に掲載
- 広報とわだ平成 27 年 7 月号に掲載
- 不動産・建設・建築関連事業者、関係団体へパンフレットの送付
- 関連事業者向け説明会の開催

## 実績値

- 件数について：延べ件数 4 件 ・ 移住者 6 人
- 助成額について：計 2,000,000 円

## 事業による効果

- 移住者数 6 人（平成 27 年度）
- 別紙アンケート 参照

# 平成27年度十和田市定住促進空き家改修事業のアンケート結果

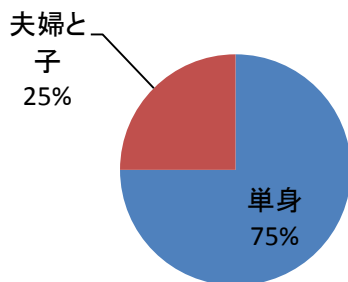
## 【アンケートの要約】

- ・申請件数 4件
- ・4組中2組が青森県外からの転入であった。
- ・全4組が事業を知る前に転入を検討していた。
- ・転入した理由は、4組中2組が「市内出身者」でUターンによるもので、残り2組は「配偶者の出身地」「十和田湖・奥入瀬が好きで事業を行うため」を理由としたものであった。
- ・事業を知った理由は、4組中3組が広報とわだ、残り1組が十和田市HPから情報を得たものであった。

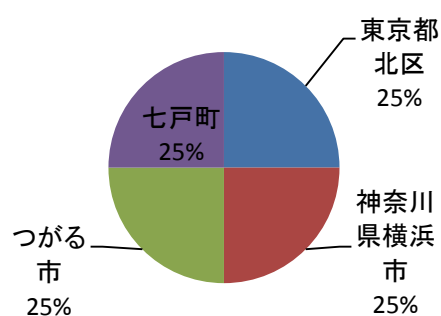
## 【今後の方針】

- ・首都圏等で開催される移住イベントでの情報提供、HPやSNSなどの電子媒体を利用した周知の強化をする。
- ・複数年度にわたり事業を展開し、住民が家族、親族、友人などへ移住候補者を呼びこむ仕組みをつくる。
- ・建設関連業者などの関連団体への周知は今後も徹底する。

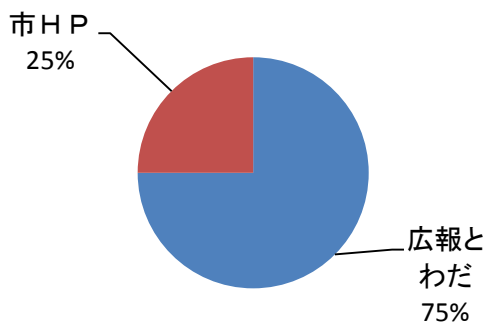
### 属性. 世帯の種別



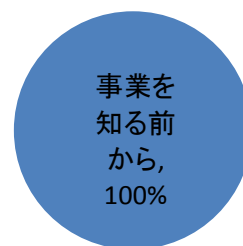
### 属性. 十和田市への転入前の住所



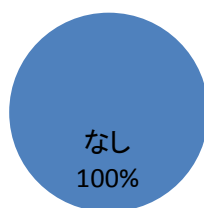
### 問1. 事業を知った理由



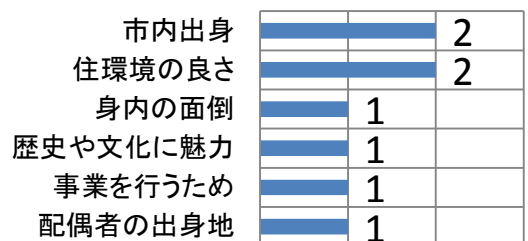
### 問2. 十和田市への転入を検討した時期



### 問3. 十和田市以外の転入先の候補の有無



### 問4. 十和田市に転入した理由



(※複数回答可) 0 1 2 3

# ～十和田市へ移住をご検討の方へ～

## 空き家改修工事費用の

### 一部を補助します

本市への定住を促進し、人口確保による地域の活性化を図るため、平成27年度十和田市定住促進空き家改修事業補助金の交付を平成27年6月1日より開始します。この事業は、本市に定住する目的で購入または賃借した住宅（空き家）の改修工事を行う転入者へ補助金を交付するものです。

## 改修工事費用の50%（上限50万円）

※予算範囲を超えたときは、終了となる場合があります。

### 1. 対象者（以下をすべて満たすこと）

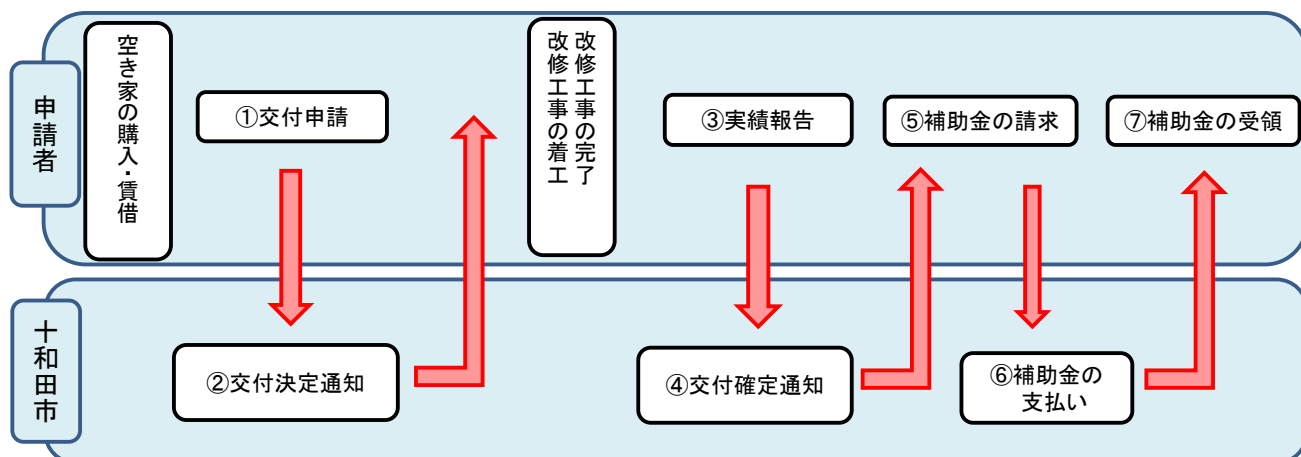
- ①平成27年6月1日以降に空き家を購入または賃借し、改修工事を行うかた。
- ②平成27年6月1日から平成28年3月31日までに十和田市に転入するかた。  
※平成27年6月1日以降に十和田市から一度転出し、1年を経過せず再転入する場合は対象外です。
- ③交付確定通知を受けた日から、5年以上継続して補助を受けた空き家に居住するかた。

### 2. 交付金を受けるための要件（以下をすべて満たすこと）

- ①十和田市への転入前の住所地における市町村民税に滞納がないこと。
- ②町内会に加入すること（町内会が組織されていない地域に居住する場合は除く。）。
- ③十和田市暴力団排除条例に定める暴力団員でないこと。

### 3. 補助金申請の流れ（転入手続きなどは遅れのないようご注意ください）

「空き家の購入・賃借」から「実績報告」までを平成27年度内（平成28年3月31日まで）に行うこと。必ず着工前に交付申請と交付決定を受けること。



裏面に続く



#### 4. 補助対象空き家（以下をすべて満たすこと）

- ①自らが居住する1戸建て住宅であること（店舗、事務所等を併用するものを含む。）。
- ②店舗等を併設する場合は、風営法に定める性風俗関連特殊営業を行うものでないこと。
- ③建築基準法、その他法律、条例等の規定に基づく、指導、勧告に従った措置を講じられていること。

#### 5. 補助対象改修工事（以下をすべて満たすこと）

- ①工事請負業者が本市に事業所を有する法人または個人事業者で、建設業許可または住宅瑕疵責任保険法人と保険契約をしていること。
- ②入居前または入居後1年以内に行われる工事であること。

#### 6. 提出書類

##### ○交付申請のとき

- ①平成27年度十和田市定住促進空き家改修事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②空き家を購入または賃借したことを証する書類（契約書など）
- ③誓約書（様式第2号）と印鑑証明書
- ④本市への転入前の住所地を証する書類の写し（住民票や戸籍の附票）
- ⑤本市への転入前の住所地における市町村民税に滞納がないことを証する書類の写し（納税証明書）
- ⑥改修工事に係る見積書の写し
- ⑦空き家の案内図と平面図
- ⑧工事請負業者が本市に事業所を有する法人または個人事業者で、建設業許可または住宅瑕疵責任保険法人と保険契約をしていることを証する書類

##### ○実績報告のとき

- ①平成27年度十和田市定住促進空き家改修事業実績報告書（様式第7号）
- ②改修した空き家に居住する者の全員の住民票またはその写し
- ③町内会に加入したことを証する書類（町内会が組織されていない地域に居住する場合を除く。）
- ④改修前及び改修後の状況を確認できる写真
- ⑤工事請負契約書の写しと工事代金請求書または領収書の写し
- ⑥居住地確認同意書（様式第8号）

#### 7. 注意事項

- ①補助金の交付回数は、補助対象空き家に対して1回限りです。
- ②要件に該当しない場合や転入手続き等が完了しない場合は、補助金の交付の決定を取り消すことがあります。
- ③下記に該当した場合、天災等のやむを得ない場合を除き、交付した補助金額の全部または一部の返還を命じます。
  - ・偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - ・補助金の交付確定通知を受けた日から5年未満で新築住宅を貸与または売却等したとき。
  - ・補助金の交付確定通知を受けた日から5年未満で新築住宅から全員が転居または転出したとき。

【お申込み・お問い合わせ】 十和田市 企画財政部 政策財政課 地方創生戦略係  
〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号  
TEL：0176-51-6712 FAX：0176-24-9616

※詳細や提出書類については窓口またはホームページに掲載しておりますので必ずご確認ください。

(<http://www.city.towada.lg.jp/docs/2015052900060/>)